

一般財団法人上越市スポーツ協会

指導者養成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人上越市スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体が、指導者の養成を図ることを目的として実施される事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、本会補助金等交付規程に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対 象)

第 2 条 補助金の交付対象は、本会の加盟団体とする。

(事業内容)

第 3 条 指導者養成事業（以下「本事業」という。）とは、次の条件を満たして実施される事業とする。

- (1) 本事業の対象者は、生徒・学生を除く成人であること。
- (2) 加盟団体の事業計画に位置づけられ、予算措置がなされていること。
- (3) 指導者の資質の向上に結びつく効果が期待できる事業であること。
- (4) その他、本会強化委員会が認めた事業

(補助対象経費)

第 4 条 本事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者謝金 (1回当たり1人10,000円を限度とする。)
- (2) 消耗品費 (本事業に必要な用具、文具等)
- (3) 使用料 (本事業実施に伴う会場使用料)
- (4) 通信運搬費 (本事業実施に伴う郵送料)
- (5) その他 (本事業の実施に必要な経費)

(補助金の補助率)

第 5 条 本事業における補助金は、事業費の不足を補うために交付するものであり、その補助率は、概ね総事業費の50パーセント以内とする。

(補助金の交付申請・実績報告)

第 6 条 本事業の交付申請及び実績報告は、本会補助金等交付規程による。

2 実績報告後、必要により領収書等の提示を求めることができる。

(補助金の返還)

第 7 条 この要綱による補助金を不正に取得した場合は、補助金を返還させることができるものとする。

(改 廃)

第 8 条 この要綱は、理事会の決議により改廃することができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

平成31年4月 1日 一部改正